

## 第18回 京都市自殺総合対策連絡会 会議録

<主な意見交換>

### ○議事（1） 全国及び京都市等における自殺の状況について

\*事務局より資料1について説明。

- ・自殺の統計においては、2種類ある。厚生労働省「人口動態統計」は国内の日本人を対象とし住所地を基準とする。警察庁「自殺統計」は日本に住む外国人も対象とし、発見時点での発見地を基準にしている。京都市においては、厚生労働省の「人口動態統計」をもとに取組を行っている。(事務局)
- ・同居人の有無について、「同居人あり」が61%である。率としては、3年ほど前と大きな変化はないと思うが、以前、「自殺者の6割以上に家族がいたという事実」という文言について、遺族から「家族がいたことは責められる材料になるのか」という意見が出た。このような数値のデータは、難しい問題を含んでいると思う。(こころのカフェきょうと)
- ・これは統計的に亡くなった方の約6割の方は同居人がおられ、約4割の方は単身だったということ。市や全国では基本的には単身の方、特に単身男性のリスクが高く、同居人のおられる方はリスクが低い。比率では、日本全体で同居世帯が6割程度であれば単身と同居人がいた方の差はないということになり、単身世帯が2割、3割であれば単身の方のリスクが高いということになる。(事務局)
- ・同居人の有無というデータを出すときには、全体の自殺の傾向と同じ分布になるため、結局、同居人の有無に関わらず自殺は起きているということがある程度判断できると思う。同居人の有無というデータを出すときには、率のような形で出せば誤解が少なくなると思う。(京都臨床心理士会)

### ○議事（2） 平成28年度 平成29年度 京都市自殺総合対策主管課の取組について

\*事務局より資料2及び資料3について説明。

- ・こころのカフェは設立当初から自殺予防、遺族支援、未遂者支援の3つを大きく掲げているが、このことを非難する団体もある。遺族は自殺を予防できなかったと言われがちなのに、遺族支援を掲げた支援団体が自殺予防を掲げるのは心理的に許されない部分がある方と考える方がいた。現在は、実際に参加した遺族自身が、「ある日急に遺族になったことが信じられない」というような話をする中で、自分と同じように毎日が辛く、毎日死ぬことや死ぬ方法を考えているような人を1人でも減らしたいという気持ちも高まってきている。この10年で確実に自殺者の人数は減ってきている。京都市の相談会においても遺族の参加は少ないが、遺族につながる方、例えば弁護士や法律家は満員である。これだけではないが「人が生きる」ということの支援につながることで大変感謝している。ケースバイケースなので、今後もいろいろなところで遺族の生きにくさを知り、未遂を何度も繰り返す事例について、支援をお願いしたい。(こころのカフェきょうと)
- ・遺族の方からお電話をいただいた際には、こころのカフェにつなぎたいと思うが、その方たちはそこにいくこと自体が辛く、紹介されてすぐに出向くということとはできない。電話は切れて

しまえばその後のことはわからない。私どもの支援は、少なくとも今生きている人が、今生きている私どもと出会い、生きていることを実存的に感じ合うということだけであるが、それはととても大事なことだと思っている。自分以外の人間が生きているということ、言葉でなく実感として味わっていただけたときに、初めてその方がこころのカフェのような支援の場と言ってもよいと思えるようになるかもしれないと考えている。(京都いのちの電話)

### ○議題（３） 京都市自殺総合対策推進計画の改定について

\*事務局から資料４について説明。

- ・今回プランの改定にあたり、１０月２８日、２月１６日にワーキンググループ会議を開催した。会議の内容については、こころのカフェきょうとから報告いただく。(事務局)
- ・こころのカフェきょうとから、資料４の会議内容を報告。

\*事務局から、京都市自殺総合対策推進計画について資料５、資料６に基づき説明。

- ・先ほどワーキングの報告に、議論の経過について明記したほうがよいのではないかという御意見があった。(４)改定の検討経過の記載があるが、このような意味ではないのではないか。指標の２００人についても悩んだ上での数字だとわかれば、担当者が変わったときにもその議論の経過や結論に至るまでの経緯がわかり、引き継ぎもしやすい。対策には基本的に正解はないものだと思うので、これが最善のことではないかもしれないがこういう思いでやってみた、効果がなければ他の手法を使うということで、積み重ねを残していきたいという趣旨ではないかと思う。今からでは反映できないかもしれないが、可能であればお願いしたい。(京都弁護士会)
- ・プランという一定の方向性を明記するところに、理想としては議論や経過も盛り込めるとよいが、限られたスペースの中で京都市として御意見全てを盛り込むことは難しいと感じている。ただ、今御指摘があったように、いろいろな御意見があったということは何らかの形で残していく必要があると考えている。(事務局)
- ・これは、誰に読んでもらうためにつくっているのか。文章が難しいので、もっと温かみを感じられる部分があれば理解しやすいと思う。取組をする人を対象にしている、困っている人がみるものではないように感じる。このような硬いものではなく、わかりやすく温かみのあるものが図書館等の窓口においてあれば、誰でもみることができると思う。(吉村委員)
- ・意識調査の結果で、京都市の自殺対策の取組で知っている取組はない割合が４３．２％とあるが、これに大きな衝撃を受けた。具体的な取組では、高齢者や介護について２５％の方が知っている。２０代から４０代では過半数が「知っている取組はない」と回答している。前回の会議でもこの数値を知り大変驚いた。誰にこれらのものを届けたいのかを考え、京都市も一生懸命に取り組んでいるが、みなさんの命を守り、希望をもって生きるためにしていることを伝えるため、どんどん広報活動をしていただきたい。(こころのカフェきょうと)
- ・計画というものは、全体性や根拠、具体性をもつと分厚くなってしまい、現実悩んでいる市民にとっては近づきにくい、読みにくいものになると改めて実感した。プランとは別な形でのパンフレットやソーシャルメディア等を上手に使いながら、まさに悩んでいる方が手に取り、近づきやすい形のものをつくる取組が必要である。(事務局)

- ・取組方針3の自死遺族への支援のところで、「自死遺族は自責の念を感じて、その思いから回復することが難しく」とある。「自責の念」というものを遺族の方がお持ちになる場合もあるかと思うが、周囲の心無い声の要因が強いのではないか。支援する側から「自責の念」という表現を使用してよいのかどうかということをお聞きしたい。（京都司法書士会）
- ・取組方針3の記載では、(1)現状と課題のところ、当初は「自死遺族等は自責の念を感じて、その思いから回復することが難しく」までの記載であったが、御意見をいただき、「周囲からの非難等による辛さ等、さまざまな要因からうつ病等の精神疾患になる可能性もあります」と文章を付け加える形で、修正している。（事務局）
- ・京都府警では、自殺企図の可能性ということで行方不明の届出を受けたり、自殺を寸前で止めたり、保護するという活動を多く行っている。警察官は川の中に飛び込んで、自殺者を保護するというような命がけの活動もしている。保護した後は重要で、京都市や京都府と連携しながら、自殺ストップセンターやこころの健康増進センターを紹介するように警察官に強く言っているが、仮に手に渡ってもその方が電話をするのかどうか分からないのが現実である。今後、自殺防止の取組を進めていくためには、警察と京都市の連携は大変重要になる。京都市に自殺企図者の情報を提供し、市やこころの健康増進センターからも働きかけていただけるようなシステムづくりができれば、これは全国に先駆けたすばらしい取組になる。より強い連携を強化していきたいと思う。（京都府警察本部）
- ・自殺予防で警察間の方が取り組んでおられるが、遺族への対応も非常に大事になってくる。相談機関の情報を書いたものをお渡しするだけでも違ってくると思う。予防の取組も必要であるし、亡くなった後のフォローということで、啓発チラシをつくり、渡していただけるようお願いするだけでも効果があると思う。（京都司法書士会）
- ・そのようなときのために、相談窓口を書いた小さい折り畳みのカードをつくっている。警察や消防、病院の窓口においていただけるよう各機関と調整している。（事務局）
- ・市役所の方に相談できたらよいが、こころの健康増進センター等を御存知の方が非常に少ない。自治体に相談すれば、いろいろなところにつながると知ることが一番早いのではないかと思う。予算の問題はあると思うがテレビや広報誌等を利用して、まず自治体に相談でき、必要などころにつないでもらえるということが周知されることが大事だと思う。これだけまとまった冊子ができていても、みなさんが知らずに活用できないということは非常にもったいない。つながっていけば助かる命もたくさんある。（吉村委員）
- ・特に京都市の町内回覧の周知方法での効果は大きく、特に年度当初には保健センターから「1年間保管」の健診計画等が配られる。そのようなものを周知の方法の1つにはいかがか。特に今年からセンター名も変わるということであり、最大限の利用を望みたい。（藤田委員）